

国民健康保険税

医療費の支払いなどに 充てられる大切な財源

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」。皆さんが納める保険税は、国の負担金などと共に大切な財源です。本年度分の納税通知書は6月中旬に郵送します。必ず納期内に納めましょう。



納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主が保険税の納税義務者となります。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率と課税方法

本年度の税率は別表のとおりです。加入者それぞれの所得割、資産割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。また医療分、後期高齢者支援金分は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

保険税の軽減(減額)

●所得が一定額以下の世帯

前年所得が一定額以下の場合、均等割、平等割を軽減します。

●7割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が33万円以下

●5割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+国保加入者数×26万円以下

2割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+国保加入者数×47万円以下

※申告をしていない人がいる世帯は対象外。前年の所得がなくても申告を行ってください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で倒産や解雇などにより離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となった場合、申告により保険税を最大で2年間軽減します。

※申告は保険年金課と各支所で行えます。

後期高齢者医療制度への移行に伴う負担緩和措置

●国保から移行

後期高齢者医療制度に移行し

●特別徴収(年金大引き)

年金収入額や世帯の国保加入状況から、対象となる人が決まります。年金の支払い月に年金から天引きになります。

●納税の相談

保険年金課国民健康保険班

62・5322

●課税の内容

税務課税班

62・5321

●問い合わせ先

税務課税班

62・5322

●納税の相談

保険年金課国民健康保険班

62・5331

保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付されないと、督促・催告を受け保険証の有効期限が短くなる場合があります。さらに滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になります。財産の差し押さえなどを受けたこともあります。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

【別表】国民健康保険税の税率など(平成27年度)

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	(前年の所得-33万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
資産割額	土地と家屋の固定資産税額×税率	20.0%	-	-
均等割額	加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額	1世帯当たり	26,000円	-	-
課税限度額	世帯に課税される上限の額	51万円	14万円	12万円